

## 第11回政務調査費に関するワーキング概要

日時：平成21年3月13日（月）11：40～12：00

場所：議事堂6階602会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、  
奥野英介議員、萩原量吉議員、今井智広議員、藤田正美議員

### 1. 備品について

#### < 決定事項 >

備品については、所有権、備品管理等の複雑な問題が多いことから、政務調査費に備品を計上するにあたっては、慎重に判断すること。なお、計上する場合は、まず所有権の問題が発生しないリース契約とし、リースにより難しい場合は購入することも可とする。

リース及び購入にあたっての留意事項は以下のとおり

#### リース契約の場合

##### ア．リースできる備品

- ・政務調査活動に直接必要な事務用機器に限る
- ・汎用機種とし、極端に高価なものを除く

##### イ．按分等について

- ・政務調査活動での使用頻度により按分する。

##### ウ．リース契約書の写しを添付

#### 購入する場合

##### ア．政務調査費で購入できる備品

- ・政務調査活動に直接必要な事務用機器に限る
- ・汎用機種とし、極端に高価なものを除く

##### イ．按分等について

- ・所得税法上の耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務調査活動での使用頻度により按分する。
- ・政務調査費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務調査費計上額に残月数相当額を返還することとする。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなす。

### 2. 事務所費について

政務調査の事務所と、同一住所の政治団体が複数存在する場合の按分について、協議を行った。

< 出された意見 >

- ・ 政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分するというのもひとつの合理的な理由とも考えられる
- ・ 基本的には賃貸料は政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分、ランニングコストは議員において説明できる合理的理由により按分ということもあり得るのではないか。
- ・ 合理的な理由に基づく按分というのは、なかなか難しい。賃貸料はやはり政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分するというのが合理的と思う
- ・ 議員は政務調査費を不適切に取得しようとしているのではないから、「季下に冠を正さず」で行こう
- ・ 事務所費を計上する場合の留意点等も再度整理することとする。